新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れ(第5次)

政府は14日、緊急事態宣言を39県で解除することを決定しました。千葉県を含む8都 道府県については21日ごろに改めて専門家の評価を聞き、来週中に解除の是非を判断する としています。

今回の一部解除のいちばんの問題点は、PCR 検査の数が伸びていないだけでなく、逆に減少傾向にあることです。検査数が圧倒的に不足している状況での一部解除に懸念を持たざるをえません。

日本共産党は、①PCR 検査をはじめ検査を抜本的に増やし、感染の全体像をつかむこと ②医療提供体制の抜本的強化をはかり、ひっ迫した状況を打開すること ③暮らしと営業に 対する補償措置をしっかり行うことの3点が感染拡大を防止し、経済活動の再開を両立さ せるうえでのカギだと考えています。このことを基本に以下の施策を実現するよう申し入 れます。

- 1、地方創生臨時交付金・財政調整基金を活用して早急に実施してほしい事業
 - ・医療機関の実態を調査し、減収・負担増を補てんすること(基幹病院は一律1億円補助)
 - ・直接コロナ対策に従事する医師・看護師へ特別手当を支給すること
 - ・希望する市民が検査を受けられるように保健所、ドライブスルー検査体制を強化する こと
 - ・中小企業融資の保証料を補填すること
 - ・中小企業・個人事業者へ家賃・光熱水費等固定費を支援すること
 - 子ども食堂への支援、代替事業を実施すること
 - ・学校給食関連事業者へ支援をおこなうこと
 - ・大学や専門学校生へ生活支援をおこなうこと

2、制度の周知徹底と改善

- ・広報かしわに PCR 検査や感染の現状等の情報をわかりやすく掲載すること
- ・広報かしわの臨時号を発行すること
- ・中小企業、個人事業主等へ、公的・民間金融機関の融資や国・県・市の臨時給付金等 に関する相談窓口を設置すること
- ・10万円の特別定額給付金について、生活保護受給者については、保護費振り込みと合

わせて給付金を支給すること

- ・上記ができない場合、身分証明書のない生活保護受給者には「受給者証」を送ること
- ・税、国保料等の減免について徹底した周知をおこなうこと
- ・感染症が収束するまでの間は、差し押さえを中止し、その間の延滞金については免除 すること
- ・税や国保料等の減免、猶予が適用された場合で、過年度分の延滞税等があるとき、執 行停止(一部執行停止)、延滞金の減免など納税緩和制度を積極的に活用すること
- ・国保の傷病手当の対象者に青色申告だけではなく、白色申告の専従者も控除分を給与 として算定すること
- ・国民健康保険料減免については、納付書の郵送時だけではなく、対象者がもれなく減免されるよう周知を徹底すること
- ・国民年金保険料の減免の周知を徹底すること
- ・精神保健福祉手帳・自立支援医療の更新手続きについて、1 年間延長の措置が周知されていないので、該当者への周知と、生活支援課など関連部署にも周知すること
- ・柏市が確保した市営住宅については家賃を免除すること
- ・コロナの影響で収入が減少した市営住宅入居者については、家賃を下限以上に引き下 げること
- ・雇止めや内定が取り消された市民を積極的に雇用すること
- ・図書館の本の貸し出しを予約制など、工夫して実施すること

3、学校再開に向けた取り組みを

- ・児童・生徒の学習状況を把握し、必要機器の貸し出し等、支援を充実すること
- ・援助を必要とする子どもたちは直接学校で支援すること
- ・児童・生徒の食事、安全面など生活状況を把握し、昼食の提供を行うこと
- ・感染予防に必要なマスク、消毒液、体温計などを不測のないよう確保すること
- ・保健室は、児童・生徒の接触の場とならないように運営のあり方を明確にすること
- ・児童・生徒が触れる場所、トイレなど校内の消毒態勢をつくるとともに、教職員に負担させないよう人員を配置すること
- ・教職員の健康管理を徹底し、体調不良の教職員が検査、自宅待機ができるようにする こと
- 学校再開時には給食を早期に開始できるようにすること
- ・学校給食再開にあたっては、感染拡大につながらないように具体的な対策をとること
- 気温上昇の中でエアコンを使用するときの換気対策を検討すること